

東淀川区生涯学習関連施設連絡会設置要綱

(目 的)

第1条 区民の学習・文化スポーツ活動など生涯学習活動を支援するため、区役所と区内生涯学習関連施設が連携して、区内で行われる生涯学習関連事業を総合的・効果的に実施し、地域における生涯学習活動の振興を図ることを目的として東淀川区生涯学習関連施設連絡会（以下「施設連絡会」という。）を設置する。

(事 務 局)

第2条 施設連絡会の事務局は、東淀川区役所保健福祉課に置く。

(事業の調整)

第3条 施設連絡会において、事務局は、区における生涯学習施策の総合的な推進を図るため、必要な調整を行うこととする。

区役所、区内生涯学習関連施設は、相互に連絡調整を緊密に行い、区における生涯学習施策の推進に努めることとする。

(所掌事務)

第4条 施設連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)生涯学習に関する資料・情報の交換
- (2)生涯学習事業の研究・開発
- (3)各施設の関係団体、グループ・サークルの把握と相互交流
- (4)その他生涯学習施策の推進に関すること

(組 織)

第5条 施設連絡会は、別表に掲げる施設の職員で構成する。

2 その他、施設連絡会が必要と認める者とする。

(会 議)

第6条 施設連絡会の会議は、事務局が招集して行う。

2 会議は年に数回程度の開催とし、各施設の実務担当者が出席する。

(施行の細目)

第7条 この設置要綱の施行について必要な事項は、施設連絡会で協議のうえ、事務局が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

施設名	所在地
クレオ大阪子育て館	北区天神橋6丁目4番 20 号
東淀川区民会館	東淡路1丁目4番 53 号
東淀川図書館	東淡路1丁目4番 53 号
東淀川区老人福祉センター	淡路4丁目1番6号
東淀川区子ども・子育てプラザ	豊新2丁目1番4号
大阪市立青少年センター(KOKO PLAZA)	東中島1丁目 13 番 13 号
東淀川体育館	東中島4丁目4番4号
東淀川スポーツセンター	東淡路1丁目4番 21 号
東淀川屋内プール	東淡路1丁目4番 53 号
東淀川区役所	豊新2丁目1番4号